定　　款

２０２３年 6月 ２９日　改訂

OILES オイレス工業株式会社

オイレス工業株式会社　　定　　款

第１章　総　　則

（商　　号）

第１条　当会社は、オイレス工業株式会社と称し、英文では OILES CORPORATION と表示する。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．要滑部機材（オイルレスベアリング）の製造および販売

２．精密機械、工作機械、運搬機械、事務用機械および部品の製造ならびに販売

３．建築・土木構造物用機材の製造および販売

４．建築工事、土木工事、鋼構造物工事、とび・土工工事、内装仕上工事、建具工事、機械器具設置工事の請負および設計施工

５．通信用機器および電気機械・器具部品の製造ならびに販売

６．前各号の業務に関連する研究開発の受託

７．損害保険代理業および生命保険代理業

８．不動産の賃貸および管理

９．前各号の業務に関連または付帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を神奈川県藤沢市に置く。

（機　　関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1)　取締役会

(2)　監査役

(3)　監査役会

(4)　会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、15,320 万株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（自己の株式の取得）

第８条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（株式取扱規程）

第９条　当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令またはこの定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

（単元未満株式についての権利）

第 10 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

(2)　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 11 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

（基　準　日）

第 12 条　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②　前項に定めるほか、必要がある時は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第３章　株　主　総　会

（招　　集）

第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。

②　前項により招集される株主総会は、本店の所在地もしくはこれに隣接する地または神奈川県藤沢市において開催する。

（招集権者および議長）

第 14 条　当会社の株主総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれをおこない、その議長になる。

②　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにかわる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（株主総会決議事項）

第 16 条　当会社は、株主総会において、当会社の株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続および廃止に関する決議をおこなうことができる。

②　当会社は、新株予約権無償割当に関する事項について、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

（決議方法）

第 17 条　当会社の株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれをおこなう。

②　会社法第３０９条第２項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上でおこなう。

（議決権の代理行使）

第 18 条　株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。

② 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章 取締役および取締役会

（員　　数）

第 19 条 当会社の取締役は、１０名以内とする。

（選任方法）

第 20 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が株主総会に出席して、その議決権の過半数をもっておこなう。

② 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　　期）

第 21 条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名のほか、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を置くことができる。

（執行役員）

第 23 条 取締役会は、その決議によって執行役員を選定し、業務執行を委ねることができる。

② 執行役員に関する事項は、この定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める執行役員規程による。

（顧問および相談役）

第 24 条 取締役会は、その決議によって顧問または相談役を置くことができる。

（報 酬 等）

第 25 条 取締役の報酬は、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、その細目については、取締役会の定めるところによる。

（社外取締役との責任限定契約）

第 26 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（招集権者および議長）

第 27 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長になる。

②　代表取締役が複数の場合および代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序による。

（招集通知）

第 28 条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（決議方法）

第 29 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれをおこなう。

②　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項ついて議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会規程）

第 30 条　取締役会に関する事項は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第５章　監査役および監査役会

（員　　数）

第 31 条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）

第 32 条　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が株主総会に出席して、その議決権の過半数をもっておこなう。

②　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（任　　期）

第 33 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報 酬 等）

第 34 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、その細目については、監査役の協議による。

（社外監査役の責任免除）

第 35 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（招集権者および議長）

第 36 条　監査役会は、あらかじめ監査役会で定めた監査役が招集する。ただし、必要があるときは、他の監査役も招集することができる。

②　監査役会の議長は、前項によって招集した者がこれにあたる。

（招集通知）

第 37 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（決議方法）

第 38 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれをおこなう。

（監査役会規程）

第 39 条　監査役会に関する事項は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

第６章　計　　算

（事業年度）

第 40 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（剰余金の配当）

第 41 条　当会社の剰余金の配当は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しおこなう。

（中間配当）

第 42 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第 43 条　剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。